

第七一回

参第五号

学校教育法の一部を改正する法律（案）

学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）の一部を次のように改正する。

第六章の章名を次のように改める。

第六章 障害児教育

第七十三条の次に次の二条を加える。

第七十三条の二 盲学校、聾学校及び養護学校には、寄宿舎を設けなければならない。ただし、特別の事情のあるときは、これを設けないことができる。

第七十三条の三 寄宿舎を設ける盲学校、聾学校及び養護学校には、寮母を置かなければならない。

寮母は、寄宿舎における幼児の保育又は児童若しくは生徒の教育に従事する。

第七十五条及び第百七条中「特殊学級」を「障害児学級」に改める。

附 則

- 1 この法律は、昭和四十九年四月一日から施行する。
- 2 教育公務員特例法（昭和二十四年法律第一号）の一部を次のように改正する。
第二条第二項中「養護教諭」の下に「、寮母」を加える。
- 3 文部省設置法（昭和二十四年法律第百四十六号）の一部を次のように改正する。
第二条第六号中「特殊教育」を「障害児教育」に、「特殊学級」を「障害児学級」に改める。
第八条第五号中「特殊教育」を「障害児教育」に改め、同条第十一号中「国立特殊教育総合研究所」を「国立障害児教育総合研究所」に改める。
第十四条中「国立特殊教育総合研究所」を「国立障害児教育総合研究所」に改める。
第十八条の二の見出しを「(国立障害児教育総合研究所)」に改め、同条第一項中「国立特殊教育総合研究所」を「国立障害児教育総合研究所」に、「特殊教育」を「障害児教育」に、「特殊教育関係職員」を「障害児教育関係職員」に改め、同条第二項及び第三項中「国立特殊教育総合研究所」を「国立障害児教育総合研究所」に改める。
- 4 日本学校安全会法（昭和三十四年法律第百九十八号）の一部を次のように改正する。
第十八条中「特殊教育諸学校」を「障害児教育諸学校」に改める。

理 由

盲学校、聾^{ろう}学校及び養護学校に寄宿舍を設け、これらの学校に寮母を置くこととし、その職務内容を定める等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。